

福岡県公報

平成十七年九月二日
第二千四百三十三号
増刊 ①

目次

告 示 (第六百七十号・第六百七十一号)

○福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

(農業経済課) ……………一

○水田農業構造改革対策資金融通措置要綱を廃止する告示 (農業経済課)

……………三

告 示

福岡県告示第六百七十号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年九月二日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業近代化資金利子補給規程 (昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号) の一部を次のように改正する。

第一条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改める。

第二条を次のように改める。

(利子補給の対象となる農業近代化資金の種類、利子補給率及び貸付利率)

第二条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金 (農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。)

二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成、又は復旧に要する資金

五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの

六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金 (法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。)

七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

2 前項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる資金の利子補給率は、次のとおりとする。

	利	子 補 給	率
<p>一 活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金交付要綱（平成十二年四月三日付け十二生野第一号）別表一第二の重点品目産地強化対策に係る事業の採択要件一の（五）に規定する品目に係る農業近代化資金を借り入れる場合</p> <p>二 前項の場合であつて、かつ、その借入者が認定農業者等であり農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合（資金の種類が農林水産大臣が特に必要と認めて指定する乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金に該当する場合は、資金使途の内容がふ化室、養魚池、飼料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設の改良、造成又は取得に要する資金に限る。）</p> <p>三 福岡県らしい競争力のある水田農業の展開方向（平成十五年六月二十四日付け十五農振水第三十一号）及び地域水田農業推進協議会が策定する地域水田農業ビジョンに即して、地域の特色を活かした産地をつくるため、水田農業構造改革対策実施要綱（平成十六年四月一日付け一五農産第七千九百九十九号、農林水産事務次官通知）別紙一水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）の実施方法第二の三に規定する産地づくり事業における助成金の交付対象者及びブロックローテーション実施農業者が別表六の項を除く種類の農業近代化資金を借り入れる場合</p>	<p>法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合</p> <p>農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について（平成十七年四月一日付け十六経管第八千八百七十号農林水産省経管局長通知）第三の二の（三）に基づき通知される基準金利（以下「基準金利」という。）から法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件（平成十四年六月農林水産省告示第千八百八十二号）により定められた利率（以下「農林水産大臣が定める利率」という。）を二で除した率を控除した率</p> <p>基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に認定農業者に対して融通する農業近代化資金の実質金利に関する取扱について（平成十四年七月一日付け一四経管第七千七百四十九号農林水産省経管局長通知）により通知される実質金利で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を二で除し小数点以下第四位を四捨五入した上で、小数点以下第三位を二捨三入又は七捨八入し〇・〇〇五％単位とした率を加えた率</p>	<p>法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合</p> <p>（平成十七年四月一日付け十六経管第八千八百七十号農林水産省経管局長通知）第三の二の（三）に基づき通知される基準金利（以下「基準金利」という。）から法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件（平成十四年六月農林水産省告示第千八百八十二号）により定められた利率（以下「農林水産大臣が定める利率」という。）を二で除した率を控除した率</p>	<p>法第二条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合</p>
<p>四 前三項のいずれにも該当しない場合</p>	<p>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％以下の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に〇・一％を加えた率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年二・二％以上三・一％以下の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率から年二・一％を控除した率を加えた率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年三・二％以上の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に一・〇％を加えた率</p>	<p>農林水産大臣が定める利率が年二・〇％以下の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年二・一％又は二・二％の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に〇・一％を加えた率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年二・二％以上三・一％以下の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率から年二・二％を控除した率を加えた率</p> <p>農林水産大臣が定める利率が年三・三％以上の場合 基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に一・〇％を加えた率</p>	<p>基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率</p>

3 第一項第六号に掲げる資金の利子補給率は、基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率とする。

4 農業近代化資金の貸付利率は、基準金利から前二項に規定する利子補給率を控除した利率とする。

第五条中「第二条に規定する利子補給率」を「融資」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金利子補給規程の規定は、平成十七年七月一日以降に承認した農業近代化資金から適用する。

福岡県告示第六百七十一号

水田農業構造改革対策資金融通措置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成十七年九月二日

福岡県知事 麻生 渡

水田農業構造改革対策資金融通措置要綱を廃止する告示

水田農業構造改革対策資金融通措置要綱（昭和六十二年十二月福岡県告示第八百三十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による廃止前の水田農業構造改革対策資金融通措置要綱の規定により知事の承認を受けている水田農業構造改革対策資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎
株式会社
川頭六丁目六番四一
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)